



日・ラオス航空協定



背景

- 近年、両国の人的往来及び経済交流が急速に拡大
 - ・ラオスへの日本人訪問者の増加(5年間で1.5万人以上の増加)
 - ・進出日系企業の増加(5年間で約2倍)
- 2013年12月、日・ラオス首脳会議で協定の正式交渉開始で一致
- 2015年1月16日、協定に署名(於:ビエンチャン)

主な内容

定期航空便の安定的な運営を可能にする枠組みについて規定

- ◆相手国の指定航空企業(定期航空便運営会社)に対する特権付与 (第2条～第6条)
 - ※運輸権、航空機が使用する燃料、部品等の関税の免除等
- ◆需要に応じた輸送力(便数・機材)供給、運賃の決定(最終的には出発国の決定を優先)等(第10条・第11条)
- ◆民間航空の保安・安全に関する措置 (第13条・第14条)
- ◆指定航空企業が運営可能な路線の設定 (付表)

※日本の指定航空企業の場合:

日本ーラオス

日本ーラオスー以遠(日本以外の企業の機材を使用したコードシェア運航のみ認められる等の制約あり)等

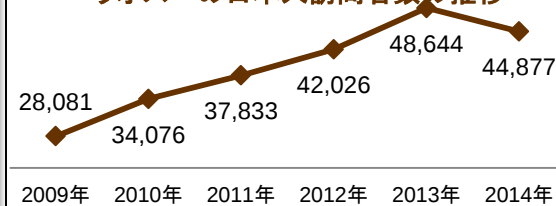
早期締結の必要性

- 日・ラオス間の人的及び経済交流の一層の促進に寄与
- 日本は、ASEAN10箇国中ラオスとカンボジアのみ航空協定未締結



- 人口: 649万人(2015年)
- 一人当たりGDP: 1,725米ドル(2014年)
- 在留邦人:
677人(2014年10月)
- 進出日系企業:
58社(2009年)
→114社(2014年10月)

ラオスへの日本人訪問者数の推移



日本へのラオス人訪問者数の推移

